

## 令和5年度任意継続被保険者の保険料の上限について

令和5年度任意継続被保険者の標準報酬月額は次のとおりです。

標準報酬月額	340,000円
(平均標準報酬月額)	348,066円)

- 適用期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 対象者：令和4年3月31日以前に任意継続被保険者となっている方

(注) 令和4年4月1日以降に任意継続被保険者となった方は、資格喪失時の標準報酬月額を適用する。ただし、その額が83万円を超えるときは、83万円とする。(上限額)